

地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領

制定 平成28年4月1日 27食産第5698号

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長 通 知

改正 平成29年3月31日 28食産第6079号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄の2の（1）の地理的表示保護制度活用総合推進事業の実施については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表1の事業実施主体の欄の9の食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合及び事業協同組合並びに法人格を有さない団体であって事業承認者（実施要綱第5の1の事業承認者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

- 2 特認団体は、次の全ての要件を満たすものとする。

- （1）主たる事務所の定めがあること。
- （2）代表者の定めがあること。
- （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- （4）事業年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第5の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて事業承認者に提出して、その承認を受けるものとする。

- 4 実施要綱第3のなお書きの食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等は、1～3に準ずる者とする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付要綱別表1の事業の経費のうち補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

- 1 地理的表示保護制度推進事業

地理的表示（以下「GI」という。）保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品（以下「地域産品」という。）のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称をGIとして保護する制度であるため、登録申請に当たっては、地域産品の特性と地域との結び付き等を説明した明細書（以下「明細書」という。）のほか、生産者団体等自らが、その構成員が明細

書に適合した生産を行っているか否かを確認する生産行程管理業務規程を新たに策定する必要がある。

このような新しい取組に対して、生産者団体等からの登録申請に係る疑問点や相談に的確に対応することにより本制度への登録申請を促進するほか、本制度の普及・啓発を図ることを目的として以下の取組を行う。

(1) 相談体制整備等

① 相談体制整備

G I 保護制度への登録申請に際して不可欠な明細書の作成や生産行程管理業務規程の策定に当たっての疑問点その他登録申請に際して生じる疑問点、問題点等に的確に対応するために制度に十分な知見を持った相談担当者を次に掲げるブロックごとに配置することにより、生産者団体等からの要望に応じた個別相談等のきめ細やかな対応や申請に係る助言を行うなど、本制度への登録申請を支援するために必要な活動を行う。

相談窓口業務及び相談対応の実施にあたっては、ブロックごとにその内容に差異がないように実施するものとし、相談状況等については、定期的に農林水産省及び当該ブロックを管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に報告するものとする。

北海道ブロック（北海道）

東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

北陸ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県）

東海ブロック（岐阜県、愛知県、三重県）

近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

沖縄ブロック（沖縄県）

（補助対象経費）

相談員謝金・旅費、専門家謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費、リース代（パソコン、電話、FAX等）、消耗品費、賃金・旅費等

② 説明会の開催

生産者団体や市町村職員等のG I 保護制度への理解を深め、制度利用の促進を図るため、ブロック単位等で制度の内容や申請登録状況等に関する説明会を行う。

（補助対象経費）

講師謝金・旅費、相談員謝金・旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料、賃金・旅費等

③ 検討会・研修会の開催

全国で統一的高い質の相談対応を実施するため、相談や問い合わせに対する対応方針等の検討を行う。

検討事項を踏まえ、相談対応の方針等を策定し、窓口対応者のための研修、資料の作成等を行う。研修に当たっては事業開始後初期に行い、その後必要に応じて随時実施する。

(補助対象経費)

講師謝金、検討委員謝金・旅費、相談員旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金・旅費等

④ G I 申請に必要な調査等実施主体の選定等

(2) の調査等の実施主体を公募し、専門的な知識等を有する者による選定を行い、支援対象の取組に要した経費の 1 / 2 以内を補助金として交付する。

(補助対象経費)

委員等謝金・旅費、リース代 (パソコン、電話、FAX 等)、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

(2) G I 申請に必要な調査等の実施

円滑な G I 申請を促進するため、G I 申請に必要な調査等を実施する。

なお、調査等実施主体及び調査内容については、次の要件を全て満たすものとする。

ア G I 保護制度への申請 (変更申請を含む。) を行う意思があること。

イ 当該製品の特性等に鑑み、地域との結びつきを立証する等、申請に必要な調査等を実施するものであること。

ウ 単に申請書類等の作成を委託するものでないこと。

(補助対象経費)

委員等謝金・旅費、会議費、分析費、調査費、調査機器費、調査員手当、報告書作成費用、消耗品費等

2 知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

G I の導入・活用による高品質な地域ブランド製品による地域活性化を図るためには、G I 保護制度自体の認知度を向上し、消費－生産サイクルの拡大を図るとともに、G I を活用した販路拡大、商品開発等を通じ、実需者及び消費者に G I 保護制度の魅力を認識してもらうことにより、実際のビジネスにおいて活用できることを実需者に認識してもらう必要がある。

このため、G I 保護制度の利点や活用法を流通関係者や消費者等に理解してもらうことを目的として (1) 及び (2) の取組を行う。

(1) 検討会の開催

G I を活用した販路拡大や商品開発等、G I を活用したビジネス展開の取組について国内外を問わず優良な事例を収集し、G I 保護制度の普及を進めるための事例等の紹介方法や (2) 実施内容について検討を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、会場借料、事例調査費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、賃金等

(2) シンポジウム・展示会等の開催

流通関係者や消費者等に重点的に制度を周知し、制度の理解や活用の促進を図るため、各産地の取組を紹介するシンポジウムや各産品を紹介する展示会等を開催する。

シンポジウム等の開催に当たっては、(1)の検討会の意見を踏まえテーマ等を決定することとし、開催後は内容を発信するなど広く共有を行う。

展示会等の開催に当たっては、単にG I 登録産品等の展示による、地域の取組や各産品の紹介を行うだけでなく、G I 制度も併せて周知を図る。

(補助対象経費)

講師謝金・旅費、会場借料、会場設営費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、報告書作成費、賃金・旅費等

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成32年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 共通事項

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らして適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

2 第3の1の地理的表示保護制度推進事業

- (1) G I 保護制度や関連する知的財産に関する知見があり、地域産品に係る本制度の登録申請を支援できるような能力を備えていること。
- (2) ブロックごとに相談担当者を配置し、全国統一的に窓口を運営することが可能である能力及び体制を備えていること。
- (3) 申請に必要な調査等の実施主体の選定を行うために必要な能力及び体制を備えていること。

3 第3の2の知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

- (1) G I 保護制度や関連する知的財産に関する知見を有し、G I 保護制度の利点や活用法を提案する能力を備えていること。
- (2) シンポジウムや展示会等を開催するために必要となる人員及び情報収集・分析、企画・立案、運営・調整を行う能力を備えていること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、事業承認者に承認を申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更(2の重要な変更に限る。)又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の事業承認者が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更

(3) 交付要綱別表 1 の 2 の (1) の地理的表示保護制度活用総合推進事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を他の者に委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業実施計画の別添 1、別添 2 の総括表の「事業の委託」の欄に記載し、事業承認者の承認を得るものとする。ただし、委託の範囲は、事業費の 2 分の 1 を超えてはならない。

(1) 委託先が決定しているときは、その名称

(2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費

第 7 事業の実施

1 地理的表示申請に必要な調査等実施規程の作成

事業実施主体は、第 3 の 1 の (2) の事業の実施に際し、補助金の交付の手續等について次に掲げる事項を記載した G I 申請に必要な調査等実施規程（以下「実施規程」という。）を作成し、別記様式 3 により事業承認者に提出し、その承認を受けることとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(1) 交付対象要件の定義及び補助金の額

(2) 交付申請及び実績報告の手續き

(3) 交付決定及び補助金の額の確定等の手續き

(4) 申請の取り下げの手續き

(5) 調査等実施計画の（変更）承認等の手續き

(6) 補助金の支払の手續き

(7) 交付決定の取消し等の手續き

(8) 事業実施主体による調査

(9) 個人情報保護等に係る対応

(10) その他必要な事項

3 生産者団体等の公募

事業実施主体は、第 3 の 1 の (2) の事業の実施に当たり、G I について知見を有する者等から構成される審査委員会を設置し、G I 申請に必要な調査等を実施する生産者団体等を公募するものとする。審査委員会は、応募のあった生産者団体等が、交付対象要件に合致するか、提出された調査等実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。

4 事業の実施に関する事項

(1) 事業計画の作成及び承認手續

事業実施主体は、実施規程に定める調査等実施計画を生産者団体等に作成させ、事業実施主体に提出させるものとする。事業実施主体は、提出された調査等実施計画を取りまとめ、別記様式 4 により事業承認者に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 交付決定及び額の確定

事業実施主体は、(1) の事業承認者による調査等実施計画の承認後、生産者団体等に交付申請書を提出させ、交付決定を行う。また、事業実施完了後に検査を行い、補助金の額を確定し、確定に基づき支払いを行う。

(3) 事業の進捗状況管理、助言等

事業実施主体は、実施規程に基づき、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うこととする。

第8 事業実施状況等の報告及び指導

1 事業実施結果の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施状況の報告

事業承認者は、1の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

3 指導

事業承認者は、2の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第9 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日時点における交付要綱別記様式第5号の補助金遂行状況報告書を作成し、同年度の1月末日までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 その他

1 事業実施上留意すべき事項

(1) 第3の1の地理的表示保護制度推進事業のうち(1)の①相談体制整備

① 説明会の開催に当たっては、当該ブロックを管轄する地方農政局等及び管内都道府県と、それぞれ連携して行うものとする。

② 事業実施主体は、本事業による制度の浸透状況についても検証を行うものとする。

③ 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理に関する規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

また、事業実施主体が取りまとめた相談対応の実施に必要な資料は、事業終了後（翌年度に事業を継続して実施する場合を除く。）、農林水産省を経由して翌年度の事業実施主体に引き渡すものとする。さらに、得られた情報を第三者に開示してはならないものとする。

(2) 第3の2の知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

- ① 実施実施主体は、本事業の取組に関する現場への浸透状況についても検証を行うものとする。
- ② 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏らさないよう、情報の管理についての規程を設け、これに基づいて当該情報を厳重に管理するとともに、情報を収集した結果を本事業の目的以外で使用してはならないものとする。

2 事業実施状況等の報告以外での成果報告等

(1) 第3の1の地理的表示保護制度推進事業

事業実施主体は、第8の1の報告に併せて、個人情報に十分配慮した上、相談内容の詳細及びその対応の経緯・状況、引き継ぐべき注意事項等を取りまとめ、事業承認者に対し報告するものとする。

(2) 第3の2の知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

事業実施主体は、第8の1の報告に併せて、検討会等の運営報告やシンポジウム・展示会等の開催結果等について取りまとめ、事業承認者に報告するものとする。

3 特許権等の帰属等

- (1) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等は、次の①から③までの条件を確認するための別記様式5により作成する確認書を事業実施主体が事業承認者に提出することによって、事業実施主体に帰属させることができるものとする。

- ① 事業実施主体は、特許権等の出願及び取得の後、遅滞なく、当該出願又は取得の状況について、別記様式6により報告書を作成し、事業承認者に提出すること。
- ② 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

- (2) 事業実施主体が本事業の成果により得た特許権等を譲渡する場合及び利用を許諾する場合には、事業承認者の承諾を得るものとし、かつ、当該譲渡又は利用の許諾を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約書等において定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 知的財産保護・活用推進事業実施要領（平成27年4月9日付け26食産第4489号食料産業局長通知）は、廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正前の地理的表示等活用総合対策事業実施要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）

7 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項

11 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画、収支予算等
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議、調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
- （3）その他参考資料

別記様式2（第6・第8関係）

平成 年度〇〇〇〇〇〇事業実施計画の（変更、中止、廃止の承認）申請書

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

※ 注1 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・地理的表示保護制度推進事業
- ・知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

注2 関係書類として、次のものを添付すること。

- ・地理的表示保護制度推進事業にあつては別添1及び参考書類
- ・知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業にあつては別添2及び参考書類

なお、別添1及び2中「事業の目的」とあるのは、変更申請の場合は「変更の理由」と、中止又は廃止申請の場合は「中止（又は廃止）の理由」とし、いずれの場合もその理由を記載すること。

注3 変更承認申請の場合は、事業実施計画の承認通知があつた内容等と容易に比較対照することができるよう、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、記入を省略できる。

注4 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「平成 年度〇〇〇〇〇〇〇事業実施結果報告書」とし、関係書類に実績を記載すること。

なお、別添1及び2中「事業実施計画書」とあるのは、「事業実施報告書」、「計画」とあるのは「実績」とすること。

別記様式 3（第 7 関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度地理的表示申請に必要な調査等の実施規程の（変更）承認申請について

地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5698 号農
林水産省食料産業局長通知）第 7 の 1 に基づき、実施規程の承認を申請する。

別記様式 4（第 7 関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

平成 年度地理的表示申請に必要な調査等実施規定に基づく調査等実施計画の承認申請について

地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5698 号農
林水産省食料産業局長通知）第 7 の 4 の（1）に基づき、調査等実施計画の承認を申請する。

別記様式 5（第 10 関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度地理的表示保護制度活用総合推進事業特許権等に関する確認書
(〇〇〇〇〇〇)

（事業実施主体名）は、地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 食産第 5968 号農林水産省食料産業局長通知）第 10 の 3 に基づき、（事業承認者）に対し下記の事項を許諾することを確認しました。

記

1. 事業実施主体は、国から助成を受けて行う平成〇〇年度地理的表示保護制度活用総合推進事業の成果により特許権等を出願し、又は取得したときは、遅滞なく、実施要領の別記様式により（事業承認者）にその旨を報告するものとする。
2. 事業実施主体は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾するものとする。
3. 事業実施主体は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。
4. 事業実施主体は、上記 2 に基づき（事業承認者）に当該特許権等を利用する権利を許諾したときは、（事業承認者）の円滑な権利の利用に協力するものとする。
5. 事業実施主体は、（事業承認者）が上記 3 に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅延なく、理由書を（事業承認者）に提出するものとする。

※ 注 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・ 地理的表示保護制度推進事業
- ・ 知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

別記様式6（第10関係）

番 号
年 月 日

事業承認者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度地理的表示保護制度活用総合推進事業特許権等に関する出願・取得状況報告書
(〇〇〇〇〇〇)

下記のとおり本事業の成果に係る特許権等を出願（取得）したので、地理的表示保護制度活用総合推進事業実施要領（平成28年4月1日付け27食産第5968号農林水産省食料産業局長通知）第10の3の規定に基づき、出願・取得状況報告書を提出します。

記

（特許権、商標権、実用新案権、意匠権等）

内 容	
種類・番号	
出願年月日	
取得年月日	
出願人	
発明者	

（著作権）

著作物の種類	
著作物の題号	
著作者の氏名（名称）	
著作物の内容	

※ 注 〇〇〇〇〇〇には、次のうち該当する事業名を記入すること。

- ・ 地理的表示保護制度推進事業
- ・ 知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業

別添1

地理的表示保護制度推進事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
相談担当者名	※各ブロック相談担当者名を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。

※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。

また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。

2 事業目的

3 事業内容

(1) 相談体制整備等

①相談体制整備

ア：実施内容
イ：実施方法（管理・運営方法等）
ウ：年間スケジュール（現地相談訪問スケジュールを含む。）
エ：目標・波及効果
オ：効果測定方法等
カ：申請者が窓口等に相談せずに申請可能となるまでの将来ビジョン

②説明会の開催

ア：実施内容
イ：実施方法（説明会の内容等）
ウ：年間スケジュール
エ：目標・波及効果
オ：効果測定方法等

③検討会・研修会の開催

ア：実施内容
イ：実施方法（検討・研修内容等）
ウ：年間スケジュール
エ：目標・波及効果
オ：効果測定方法等

④G I 申請に必要な調査等実施主体の選定等及び（２）G I 申請に必要な調査等の実施

ア：実施内容（想定している審査委員や選定の基準等）
イ：実施方法（公募の方法等）
ウ：年間スケジュール
エ：目標・波及効果
オ：効果測定方法等

4 事業成果・効果の検証方法

※平成３１年度までに全ての都道府県において地理的表示産品が登録されることを目標としての事業成果・効果の検証方法を相談窓口への相談件数を含め、分かりやすく記載してください。

5 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
農林水産物・食 品輸出促進対策 事業 2 地理的表示 等の知的財産 の保護・活用 (1) 地理的表示 保護制度活用 総合推進事業 1 地理的表示 保護制度推進 事業 (1) 相談体制 整備等 ①相談体制整 備 ②説明会の開 催 ③検討会・研 修会の開催 ④G I 申請に 必要な調査 等実施主体 の選定等 (2) G I 申請 に必要な調 査等の実施	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事 業の内容及び それに要する 経費	
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。

知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業実施計画書

1 事業実施体制

総括担当者名	※本事業の総括者を記載してください。
総括補佐者名	※総括者を補佐し事業実施主体との調整を行う者を記載してください。
経理担当者名	※補助事業の経理報告などを行う者を記載してください。
※本事業における組織体制の概要を図等で示してください。 また、どういう関係・役割なのか分かるように示してください。	

2 事業目的

3 事業内容

① 検討会の開催

ア：実施内容
イ：実施方法
ウ：年間スケジュール
エ：目標・波及効果（当該取組による効果）
オ：効果測定方法

② シンポジウム・展示会等の開催

ア：実施内容
イ：実施方法（開催・運営方法等）
ウ：年間スケジュール
エ：目標・波及効果（当該取組による効果）
オ：効果測定方法等

4 事業成果・効果の検証方法

※平成32年度までに地理的表示保護制度に登録された製品の年平均出荷額増加率が5%以上となることを目標としていることを踏まえ、事業成果・効果の検証方法について、シンポジウム・展示会等の参加者数も含め、分かりやすく記載してください。

5 総括表

事業内容及び 経費の配分	事業費	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金	事業実施主体		
農林水産物・食 品輸出促進対策 事業	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事 業の内容及び それに要する 経費	
2 地理的表示 等の知的財産 の保護・活用					
(1) 地理的表示 保護制度活用 総合推進事業					
2 知的財産・地 域ブランドビ ジネス化支援 事業					
(1) 検討会の 開催					
(2) シンポジ ウム・展示会 等の開催					
計					

(注) 事業内容及び経費の配分は、交付要綱別表 1 の経費の欄の区分により記入すること。